

産業構造審議会 活動報告書

平成22年8月30日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

組織の変更

貿易経済協力分科会	9
産業技術分科会	10
車両協議分科会	12
環境部会	13
化学・バイオ部会	15
消費経済部会	17
産業競争力部会	18
産業金融部会・流通部会	19

答申・報告書等

地域経済産業分科会	23
産業技術分科会	25
車両協議分科会	29
情報経済分科会	30
知的財産政策部会	32
通商政策部会	34
環境部会	36
消費経済部会	40
産業競争力部会	43
産業金融部会・流通部会	45

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、現在、10の分科会、11の部会、それらの下の45の小委員会等、35のWG等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

特に、直近の一年間では、2の部会、2の小委員会、7のWG等が新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

直近の一年間で、総会1回、分科会/部会15回、小委員会55回、WG等44回、総計115回開催されており、開催状況・議事要旨について、随時、経済産業省のホームページにおいて、広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に17件の答申・報告書等のとりまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織(平成22年8月30日現在)

産業構造審議会		
地域経済産業分科会	工場立地法検討小委員会	
貿易経済協力分科会	経済協力小委員会	
	安全保障貿易管理小委員会	制度改正WG
	特殊貿易措置小委員会	
	国際商取引関連企業行動小委員会	
	インフラ・システム輸出部会	
産業技術分科会	基本問題小委員会	
	知的基盤整備特別委員会	
	評価小委員会	超電導材料・超伝導素子研究開発追跡評価WG
		石炭高度転換コークス製造技術開発追跡評価WG
	産学連携推進小委員会	
	研究開発小委員会	
航空機宇宙産業分科会	航空機委員会	小型旅客機開発推進専門委員会
	宇宙産業委員会	宇宙産業化WG
車両競技分科会	車両競技活性化小委員会	JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討WG
繊維産業分科会		
伝統的工芸品産業分科会	指定小委員会	
情報経済分科会	情報セキュリティ基本問題委員会	
	ルール整備小委員会	
	情報サービス・ソフトウェア小委員会	人材育成WG
	基本問題小委員会	
商品取引所分科会		
割賦販売分科会	基本問題小委員会	
新成長政策部会	競争環境整備小委員会	エネルギーWG
	事業再生小委員会	
知的財産政策部会	特許制度小委員会	審査基準専門委員会
		特許権の存続期間の延長制度検討WG
	技術情報の保護等の在り方に関する小委員会	営業秘密の管理に関するWG
	商標制度小委員会	新しいタイプの商標に関する検討WG
	意匠制度小委員会	意匠審査基準WG
	弁理士制度小委員会	
産業金融部会	産業発展・経済成長に寄与する金融の在り方に関する小委員会	
通商政策部会	不正貿易政策・措置調査小委員会	
環境部会	地球環境小委員会	市場メカニズム専門委員会
		将来枠組み検討専門委員会
		鉄鋼WG
		自動車・自動車部品・自動車車体WG
		電子・電機・産業機械等WG
		化学・非鉄金属WG
		製紙・板硝子・セメント等WG
		資源・エネルギーWG
		流通・サービスWG
		政策手法WG
		検討TF
	廃棄物・リサイクル小委員会	自動車リサイクルWG
		容器包装リサイクルWG
		電気・電子機器リサイクルWG
		使用済自動車判別ガイドラインWG
		プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会
	産業と環境小委員会	
	自主行動計画評価・検証制度小委員会	
化学・バイオ部会	化学物質政策基本問題小委員会	化学物質管理制度検討WG
	リスク管理小委員会	
	組換えDNA技術小委員会	
	微生物開放系利用技術小委員会	
	個人遺伝情報保護小委員会	
	地球温暖化防止対策小委員会	物質代替促進WG
		冷媒対策WG
	化学物質管理企画小委員会	化学物質管理・審査制度検討WG
サービス政策部会		
流通部会	専門調査会	
消費経済部会	製品安全小委員会	
	特定商取引小委員会	
	基本問題小委員会	
産業競争力部会		
環境部会(再掲)、化学・バイオ部会(再掲)	産業と環境小委員会(再掲)	産業環境リスク対策合同WG
	リスク管理小委員会(再掲)	
産業金融部会、流通部会	商取引の支払に関する小委員会	支払サービス発展のための課題検討WG
新成長政策部会、サービス政策部会	サービス合同小委員会	
総会		

組織の変更

貿易経済協力分科会

「インフラ・システム輸出部会」(平成22年8月設立)

部会長：浦田秀次郎(早稲田大学大学院教授)

設立趣旨

我が国のインフラ・システム輸出促進の在り方については、6月に策定した「産業構造ビジョン2010」において具体的な戦略、施策内容を明らかにしたところである。経済産業省として、同ビジョンで提言されたインフラ・システム輸出に関する総合的な戦略を官民連携の下実施するとともに、今後の状況の進展に応じて新たな戦略を策定していくため、貿易経済協力分科会の下に、「インフラ・システム輸出部会」を設置した。

検討事項

- (1) インフラ関連産業の海外展開のための総合戦略(最近の動向)について
- (2) インフラ・システム輸出を進めるに当たっての今後の官民連携のあり方について

審議スケジュール

第1回 平成22年8月5日 インフラ・システム輸出を進めるに当たっての今後の官民連携のあり方についての意見交換

産業技術分科会

「石炭高度転換コークス製造技術開発追跡評価WG」(平成21年11月設立)

座長：菊池純一（青山学院大学法学部長・大学院法学研究科長）

設立趣旨

追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトの研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果について調査し、現在の視点から総合的に評価を行うとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行う評価である。

「石炭高度転換コークス製造技術開発」プロジェクトは、既存コークス炉が老朽化によって順次寿命に至り、大規模な設備更新時期を目前に控えていることを踏まえ、原料用石炭の炭種制約緩和を目指しつつ、環境問題を大幅に改善するとともに、省エネルギー型で生産効率の高い革新的なコークス製造プロセス技術を開発することを目的として、平成6年度から平成15年度まで実施された。

今回の石炭高度転換コークス製造技術開発追跡評価WGは、当該研究開発プロジェクトが産業や社会に与えたインパクトについて明らかにするとともに、今後実施される研究開発プロジェクトの戦略性を持った企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資することを目的に設置し、審議した。

検討事項

対象プロジェクト（「石炭高度転換コークス製造技術開発」）の追跡評価の実施。

審議スケジュール

第1回 平成21年12月14日 追跡調査結果の報告、追跡評価の検討

第2回 平成22年 2月 1日 追跡評価報告書（案）の審議

「超電導材料・超電導素子研究開発追跡評価WG」(平成21年11月設立)

座長：菊池純一（青山学院大学法学部長・大学院法学研究科長）

設立趣旨

追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトの研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果について調査し、現在の視点から総合的に評価を行うとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行う評価である。

高温超電導に関する研究開発は、1986年の液体窒素温度を超える高温で超電導現象が発現する酸化物超電導体（高温超電導体）の発見を発端とする、いわゆる「超電導フィーバー」が巻き起こったことが大きな契機となった。この高温超電導現象は非常に幅広い分野への波及効果が期待され、これ以降、世界中で非常に多くの研究開発が行われた。

超電導材料・超電導素子研究開発追跡評価WGは、酸化物超電導体（高温超電導体）発見以降に、経済産業省で実施した超電導材料・超電導素子関係の主要研究開発プロジェクトが産業や社会に与えたインパクトについて明らかにするとともに、超電導分野の施策の在り方の妥当性を評価することによって、今後実施される研究開発プロジェクトや研究開発施策の戦略性を持った企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資することを目的に設置し、審議した。

検討事項

超電導材料分野及び超電導素子分野（計11プロジェクト）に関する追跡評価の実施。

審議スケジュール

第1回 平成21年12月25日 追跡調査結果の報告、追跡評価の検討

第2回 平成22年 2月24日 追跡評価報告書（案）の審議

車両競技分科会

「JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討WG」(平成22年6月設立)

座長：高橋進(株)日本総合研究所副理事長)

設立趣旨

JKAの補助事業及び交付金還付事業については、本年5月に行われた「事業仕分け第2弾(後半)」において、以下の評価結果を受けたところ。

- ・補助事業 : 「交付の仕組み、審査の仕組みを抜本的にあらためる必要があり、現在の枠組みでの補助は廃止」
- ・交付金還付事業 : 「廃止(交付金率の引き下げで対応)」

以上の評価結果を踏まえ、補助事業に関して、より透明性の高い審査の仕組みを検討するとともに、交付金還付事業のあり方を検討するため、車両競技分科会車両競技活性化小委員会の下に設置した。

検討事項

JKA補助事業及び交付金還付事業の見直しについて

審議スケジュール

第1回 平成22年7月5日 JKA補助事業審査・評価の見直しについて(たたき台)

第2回 平成22年7月15日 (1) JKAにより補助事業審査・評価の見直し案について
(2) JKA交付金還付事業について

第3回 平成22年7月20日 JKA補助事業及び交付金還付事業の見直し状況について

環境部会

「政策手法WG」(平成22年6月設立)

座長：寺島実郎(財団法人日本総合研究所会長、三井物産戦略研究所会長)

設立趣旨

地球温暖化防止は世界各国共通の課題であり、我が国における地球温暖化対策の具体的なあり方については、新成長戦略の実現や、産業の国際競争力、雇用や国民生活への影響といった観点等を踏まえつつ、それぞれの政策手法の特性を見ながら検討を行うことが重要。

上記の点を踏まえ、環境部会地球環境小委員会の下に政策手法WGを設置し、地球温暖化対策のための政策手法のあり方について審議する。

検討事項

(1) 地球温暖化対策のための政策手法のあり方について

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 平成22年6月10日 | 地球温暖化対策の現状について |
| 第2回 | 平成22年6月24日 | 有識者ヒアリング |
| 第3回 | 平成22年7月23日 | 海外調査団の結果報告について
検討タスクフォースの設置について |
| 第4回 | 平成22年8月23日 | 産業界からのヒアリング
(第2回検討タスクフォースとの合同会議) |

「検討タスクフォース」(平成22年7月設立)

座長：寺島実郎(財団法人日本総合研究所会長、三井物産戦略研究所会長)

設立趣旨

地球温暖化対策の具体化に当たっては、それぞれの政策手法の特性を踏まえつつ、最適なものを組み合わせて進めていくことが重要。

こうした観点から、政策手法WGの学識経験者により構成される少人数の「検討タスクフォース」を設置し、各政策手法の特性等について専門的見地から分析を行う。

検討事項

(1) 各政策手法の特性等について

審議スケジュール

第1回 平成22年8月6日 各政策手法の特性等について

第2回 平成22年8月23日 産業界からのヒアリング

(第4回政策手法WGとの合同会議)

化学・バイオ部会

「地球温暖化防止対策小委員会 物質代替促進WG」(平成22年4月設立)

座長：中井 武(早稲田大学客員教授)

設立趣旨

代替フロン等3ガス(HFC, PFC, SF6)に関しては、京都議定書における基準年(95年)以降、主に産業分野での対策によりこれまで大幅に排出量を減少させている。一方、今後は民生(業務・家庭)分野を中心に、冷凍空調機器の冷媒に使用されるオゾン層破壊物質からHFCへの代替が進むこと等により、排出量が急激に増大することが見込まれる。このため、代替フロン等3ガスの抜本的な排出削減のための検討を至急進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の下に物質代替促進WGを設置し、代替物質が存在する分野(一部用途のみの場合も含む)を対象として、その普及に係る課題を解決、促進するため検討を行う。

検討事項

- (1) 代替フロン(HFC)等を含む製品の使用等抑制策について
- (2) 代替物質を含む製品の普及促進策について

審議スケジュール

- 第1回 平成22年6月18日 代替フロン等3ガスに係る物質代替の現状と課題について
第2回 平成22年7月29日 物質代替促進に係る論点について

「地球温暖化防止対策小委員会 冷媒対策WG」(平成22年4月設立)

座長：富永 健(国立大学法人東京大学名誉教授)

設立趣旨

代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)に関しては、京都議定書における基準年(95年)以降、主に産業分野での対策によりこれまで大幅に排出量を減少させている。一方、今後は民生(業務・家庭)分野を中心に、冷凍空調機器の冷媒に使用されるオゾン層破壊物質からHFCへの代替が進むこと等により、排出量が急激に増大することが見込まれる。このため、代替フロン等3ガスの抜本的な排出削減のための検討を至急進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の下に冷媒対策WGを設置し、今後特に排出量の大幅増が見込まれ、物質代替に加えて機器使用中の漏洩等による排出の防止や廃棄時の回収促進を含めた総合的な排出抑制対策を要する冷凍空調分野を対象に具体的対策の検討を行う。

検討事項

- (1) 機器廃棄時等の回収促進について
- (2) 機器使用時の冷媒排出抑制について
- (3) 代替物質(冷媒)及びそれを用いた機器の開発・普及の促進

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|----------------------------|
| 第1回 | 平成22年6月14日 | 代替フロン等3ガスに係る冷媒対策の現状と課題について |
| 第2回 | 平成22年7月26日 | 機器使用時の冷媒排出に係る現状と課題について |

消費経済部会

「基本問題小委員会」(平成22年4月設立)

小委員長：上原征彦(明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授)

設立趣旨

我が国の経済状況は厳しいデフレ状況であるゆえ、一般には、企業はひたすら際限なき価格競争を繰り広げ、デフレスパイラルにはまり込むしかなく、したがって日本企業に発展の余地はない、と言われることも多い。この背景には、日本の消費者は、供給される商品・サービスに対するこだわりはなく、安ければよいと考えている、あるいは、日本の消費者は、買いたいものはすでになくなっていくとの暗黙の前提がある。しかし、経産省が実施した消費者購買動向調査では、消費者は製品・サービスを選択するに当たり、「低価格」よりも「信頼できる」ことを重視している等、「新しい消費者像」が浮かび上がりつつある。

これまでの我が国の成長戦略は、ともすると、「消費者を置き去りにして」、企業を出発点として、プロダクトアウト型の考え方に終始している場合も少なくなかったが、これでは、我が国の成長そのものが達成できないだけでなく、生活者・消費者の幸福の確保、利益の確保上、重大な問題が生じかねない。

以上の状況を踏まえ、我が国が真に成長を達成するためには、「消費者を起点」として考え直すことが不可欠であるとの認識に立ち、消費者起点で望まれている企業・産業のありかたを再考し、これをサプライサイドのあり方に反映するとともに、同様の視点で、当省の関連する政策体系も見直し、その具体的方向性について検討する。

検討事項

- (1) 消費者の嗜好性および動向の分析
- (2) 企業サイドの対応のあり方
- (3) 企業サイドと政府サイドの協力による対応のあり方
- (4) 政府サイドの対応のあり方

審議スケジュール

第1回	平成22年4月22日	自由討議
第2回	平成22年4月26日	自由討議
第3回	平成22年5月24日	個別政策対応
第4回	平成22年6月10日	個別政策対応
第5回	平成22年7月5日	個別政策対応、報告書の骨子案
第6回	平成22年7月15日	報告書案のとりまとめ

産業競争力部会

(平成22年2月設立)

部会長：伊藤元重(東京大学大学院経済学研究科教授)

設立趣旨

平成21年12月に提示された成長戦略基本方針に基づき、「今日の日本の産業の行き詰まりや深刻さ」を踏まえ、今後、「日本は、何で稼ぎ、雇用していくのか」を検討すべく、産業構造審議会に新たに産業競争力部会を設置した。

検討事項

- (1) なぜ技術で勝って、事業や利益で負けるのか？
- (2) 設計・開発・生産現場は国内に維持できるのか？
- (3) 環境・エネルギーニーズをビジネスに活かせるか？
- (4) 地域に産業発展モデルはあるのか？
- (5) 新たな成長産業(戦略分野)の提示
- (6) 主要産業の将来像
- (7) これからの産業政策の方向

審議スケジュール

第1回 平成22年2月25日

- (1) なぜ、技術で勝って、事業や利益で負けるのか？
- (2) 設計・開発・生産現場は国内に維持できるのか？

第2回 平成22年3月26日

- (1) 成長新興国市場のインフラ需要・システム需要に対応できるか？
- (2) 環境ニーズをビジネスに活かせるか？

第3回 平成22年4月5日

- (1) 日本の感性・文化・安全をアジアマーケットにつなげられるか？
- (2) 医療・介護・健康・子育てのニーズをビジネスに活かせるか？

第4回 平成22年4月23日

- (1) 横断的施策 (アジア拠点化総合戦略)
- (2) 戦略分野・主要産業
- (3) 地域に産業発展モデルはあるのか？

第5回 平成22年5月18日

- (1) 横断的施策
- (2) 産業構造ビジョン骨子案

第6回 平成22年6月1日 とりまとめ

産業金融部会・流通部会

「商取引の支払に関する小委員会支払サービス発展のための課題検討WG」(平成21年9月設立)

座長：片山直也(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

設立趣旨

収納代行、代金引換や電子マネー等の新しい支払サービスに関する諸問題について検討を行うために、昨年9月、産業金融部会及び流通部会の下に「商取引の支払に関する小委員会」を設置し、昨年12月に報告書を取りまとめた。本年4月に開催された当該小委員会の第5回において、今後検討すべき課題としては、消費者保護のための具体的方策や支払サービスのシステム上の問題など実務的な事項が多いことから、今後、商取引の支払に関する小委員会の下部に業界団体及び参加を希望する個社から成る非公開のWGを設けて検討を行うことが適当とされた。

これを受けて、本WGでは今後の市場環境の変化に迅速に対応できるよう、消費者利益の保護に関する課題や支払サービスの発展に向けた共通課題の検討を行う。

検討事項

- (1) 消費者利益の保護に関する課題
- (2) 支払サービスの発展に向けた共通の課題

審議スケジュール

- 第1回 平成21年9月2日 支払サービスの発展に向けた共通の課題について
- 第2回 平成21年10月28日 消費者利益の保護に関する課題について
支払サービスの発展に向けた共通の課題について
- 第3回 平成21年11月11日 消費者利益の保護に関する課題について
今後発展が期待される支払サービスについて

答申・報告書等

地域経済産業分科会

「工場立地法における太陽光発電施設の位置付け等について（報告書）」

工場立地法検討小委員会（平成22年3月）

報告書の概要

地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会では、全国規模規制改革要望への対応や緊急経済対策において位置づけられた項目についての検討の必要性が生じたことから審議を行い、工場立地法における太陽光発電施設の位置づけ等制度改革の方向性をとりまとめた。

（1）工場立地法施行後の効果

昭和48年の工場立地法施行後、工場緑化の重要性の認識が高まり、緑地・環境施設面積率は施行前に比べ倍増した。また、工場の周辺環境との調和の面からみても、環境規制法令等の制度整備とも相まって、公害苦情受付件数等も低くなっている。

（2）見直し検討に至った背景

全国規模の規制改革要望（2009年）において「太陽光発電施設を緑地等へ位置付けること」等についての要望が提出され、平成21年12月8日に閣議決定された政府の緊急経済対策においても、新たな需要創出に向けた規制改革の重点課題に同様の要望があり、年度内に速やかに結論を得ることが求められたため。

（3）工場立地法にかかる検討

法施行後の効果や太陽光発電施設に対する住民の認識の変化などに鑑みて、実際に設置が進んでおり、周辺地域に与える影響が明らかとなってきている「生産施設以外の施設」としての太陽光発電施設（用役施設として設置されるもの）を対象を絞り、「緑地以外の環境施設」として位置づける。また、緑地や他の施設等と重複する場合の整理を行う。

緑地面積減少にかかる「軽微な変更」を認める要件に、「安全・衛生や環境保全上の問題などに急ぎ対処が必要な場合であって、かつ10㎡以下の緑地の減少であること」を追加することが適当。

なお、これらは喫緊の検討事項に対応するものであるため、できるだけ早期に所要の制度改革が行われることを期待。（平成22年6月 省令改正により対応済）

「『工場立地に関する準則の一部改正』について」(答申)
地域経済産業分科会(平成22年6月)

答申の概要

「工場立地に関する準則の一部改正」について適切なものであるとして了承した。

産業技術分科会

「産業技術分科会・基本問題小委員会報告書（報告書）」

基本問題小委員会（平成22年2月、平成22年3月、平成22年4月（計3回）、平成22年5月）

報告書の概要

産業技術分科会及び同基本問題小委員会は、新成長戦略（基本方針）等を踏まえた今後の産業技術政策の在り方等に関する検討を行い、2020年に向けて、「技術を価値につなげる国」という方向性を示し、研究開発を効果的に実施するのみならず、その成果を社会に普及させ、課題の解決につなげていくために必要な政策についてとりまとめた。

（1）我が国を巡る環境変化

我が国は、気候変動問題や少子高齢化等の地球的課題の深刻化、アジアを含めた新興国市場の台頭、企業の事業環境の変化といった環境変化に直面。

（2）2020年に目指すべき国の姿

我が国の技術力を活かし、地球規模の課題を迅速に解決し、世界の持続的発展に貢献するとともに、アジアを中心とした外需の創出等を通じ、我が国自体の持続的成長を実現する「技術を価値につなげる国」を目指すことが重要。

（3）我が国研究開発を巡る課題

企業の研究開発関連の活動に関する課題

我が国企業の研究開発投資は高水準な一方、その効率は大幅に低下。技術に関する過度な「自前主義」や国際標準化戦略の不足、システム分野への対応の遅れ等の結果、研究開発成果が事業化につながっていないのが現状。

政府による研究開発関連の政策に関する課題

我が国の政府研究開発投資は主要国に比して低水準。加えて、課題解決指向の研究開発の不足、研究開発成果の実用化・普及に向けた取組の不足、産学連携の不足等が課題。

技術人材の育成、活用に関する課題

大学教育における実践的人材育成が不足していることやポスドク等博士課程修了者のキャリアパスが不透明であること等が課題。

（4）取り組むべき具体的政策

今後の産業技術政策の方向性

官民が課題解決に向けた道筋を共有するとともに、政府が、共通基盤技術の研究開発のみならず、成果の実用化、普及のための環境整備を一体として進めていくことが重要。

政府の研究開発投資の充実、重点化

政府の研究開発投資を充実させるとともに、グリーン/ライフ・イノベーションを中心に、課題解決指向の研究開発を強化することが必要。

政府が行う研究開発プロジェクトの効果的实施

産学官の最適な研究開発主体の結集のもと、課題解決に直結する新たな研究開発プロジェクト（研究開発のみならず、その成果を普及するための技術実証、国際標準化等を一体的に実施）を推進していくことが不可欠。

産学官が結集した新たな研究開発体制の構築

「つくばイノベーションアリーナ」等の産学官が結集した拠点を構築するとともに、当該拠点において高度な技術人材を育成すべく大学院機能を付与していくことが重要。

民間・地域の研究開発力強化のための環境整備

研究開発税制の活用等により民間研究開発投資を促進するとともに、新技術の国際展開のための海外実証や評価、認証体制の構築等の環境整備を推進。

戦略的な国際標準化の推進とアジアとの連携

重点分野を特定した戦略的な国際標準化を推進するとともに、国際標準化についてのアジアとの連携を加速。

技術人材の育成と活用

産学共同による実践的人材育成を推進するとともに、ポスドク等博士課程修了者に対する実践的な研修の場の提供を推進。

(5) グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションの推進のための主要課題例を整理

「産業技術分科会・日本工業標準調査会合同会議 知的基盤整備特別委員会報告書（報告書）」

知的基盤整備特別委員会（平成22年6月）

報告書の概要

知的基盤整備特別委員会では、知的基盤整備目標（目標年次2010年：1999年設定）について、目標に掲げる最終年次を迎えたことから、知的基盤整備目標の達成状況をレビューするとともに、今後の知的基盤の整備に向けた基本的方向を取りまとめた。

（1）知的基盤整備目標の達成状況

2010年までに達成すべき数値目標等（ ）については、これまでの国や独立行政法人等の取組の結果、整備目標は概ね達成し、研究開発や社会経済活動を支える知的基盤の核ができつつある。

計量標準、地質情報、化学物質安全管理、生活・安全、生物遺伝資源情報及び材料の6分野を設定

（2）今後の知的基盤の整備に向けた基本的方向

知的基盤は、十分な維持管理が行われず放置されると技術革新等の社会的変化に伴い陳腐化し、利用価値が低下する。このため、戦略的に、イノベーションの創出、安心・安全社会の構築、アジア市場等への展開、新技術・新製品の普及促進に資する知的基盤について、リソースの選択と集中を図りつつ、持続的な整備に向けた取組みが必要。

「産業技術分科会評価小委員会における評価報告書（報告書）」

評価小委員会（平成22年3月（2回）平成22年4月（1回）平成22年7月（2回））

報告書の概要

産業技術分科会評価小委員会においては、平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行ってきており、審議・了承された評価結果を評価報告書として取りまとめている。

直近の評価小委員会（第29回～第33回）では4件の「技術に関する施策評価」、32件の「技術に関する事業評価（プロジェクト評価）」、2件の「追跡評価」及び「事前評価」について審議、了承され、評価報告書として取りまとめられた。

取りまとめた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

- (1) 第29回（平成22年3月2日）審議案件
 - （施策評価）原子力立地・核燃料サイクル関連分野
 - （プロジェクト評価）産業技術研究開発委託費 他8件
 - （追跡評価）石炭高度転換コークス製造技術開発

- (2) 第30回（平成22年3月25日）審議案件
 - （施策評価）航空機関連分野
 - （プロジェクト評価）二酸化炭素貯留隔離技術研究開発 他14件
 - （追跡評価）超電導材料・超電導素子研究開発

- (3) 第31回（平成22年4月21日）審議案件
 - （施策評価）情報通信機器関連分野 他1件
 - （プロジェクト評価）高効率酸化触媒を用いた
環境調和型化学プロセス技術開発プロジェクト 他7件

- (4) 第32回（平成22年7月7日）審議案件
 - （事前評価）平成23年度新規研究開発プロジェクト

- (5) 第33回（平成22年7月21日）審議案件
 - （事前評価）平成23年度新規研究開発プロジェクト

車両競技分科会

「神奈川県競輪組合競輪事業に関する交付金の特例について」(答申)
車両競技分科会(平成22年3月)

答申の概要

神奈川県競輪組合の競輪事業における交付金の交付期限の延長については、原案のとおり同意して差し支えないとして了承した。

情報経済分科会

「情報経済革新戦略～情報通信コストの劇的低減を前提とした複合新産業の創出と社会システム構造の改革～（報告書）」

情報経済分科会（平成22年5月）

報告書の概要

情報経済分科会では、我が国のエレクトロニクス・IT産業の競争力強化による「電子立国再興」に向け、エレクトロニクス・IT産業の課題や世界の動向を分析し、エレクトロニクス・IT産業の構造改革、ITによるITユーザー産業の高次化、課題解決型社会システムの海外展開の3つの視点からなる新戦略をとりまとめた。

（1）エレクトロニクス・IT産業の現状と課題

近年の我が国のエレクトロニクス・IT産業の苦戦の原因は標準化・ブラックボックス戦略の欠如、過小投資、内向き思考の3つ。

（2）産業全体や社会の抱える課題

我が国は、先進諸国の中で労働生産性が低水準にあり、その一因はIT投資不足。自動車、エレクトロニクスを柱としてきた日本経済の行き詰まりは深刻。我が国に限らず世界各国は環境・医療問題などの社会的課題に直面しており、今後何で稼ぎ、雇用を確保していくか、新たな成長モデルが命題。

（3）解決策検討の視座

新たな成長モデルづくりにおいては、次の点をふまえた検討が必要。

情報通信コストの劇的低減

新興国マーケットの台頭

ITを活用した課題解決と社会構造改革

世界のエレクトロニクス・IT産業で競争力を有するビジネスモデル

日本の強み（『リアルな製品群と社会システム、そしてコンテンツ』）と、弱み（『デジタルとバーチャルなネットワーク』）

（4）エレクトロニクス・IT産業の構造改革

我が国のエレクトロニクス・IT産業は、付加価値が見込まれる上位層の社会システム（スマートグリッド、ITSなど）の創造・輸出、膨大なデータ・高感性的コンテンツの活用により、世界市場での成長が可能。具体的には次の5点の戦略的な推進が必要。

新興国市場における『グローカライゼーション』によるボリュームゾーン戦略と世界最先端の省エネ・環境技術を活かしたものづくり

『ブラックボックス』と『オープン』を合わせた標準化戦略
ものづくり・サービス・コンテンツの複合化による新産業の育成と競争力強化
基盤となるクラウド・コンピューティングの推進
産学官連携によるグローバル・クラウド時代の人材育成

(5) ITによる産業の高次化と社会システムの革新

ITによりヒト・モノ・カネに関するあらゆる情報を経営・生産・流通等に有効活用し、農業・製造業・サービス業を高次化（1.5次、2.5次、3.5次産業化）するとともに、社会システムの革新を実現。

(6) 課題解決型システムの海外展開

自動車やエレクトロニクスの輸出頼みとなっている我が国産業構造において、新しい成長の柱を構築していく観点、また展開先の国の成長に寄与する観点からも、課題解決型『システム技術』を創造し、輸出していくことが重要。

知的財産政策部会

「中間とりまとめ」

特許権の存続期間の延長制度検討WG（平成21年9月）

中間とりまとめの概要

「知的財産推進計画2008」において、特許権の存続期間延長制度の在り方について総合的な検討を行うことが提言されたことを踏まえて検討を行い、結論を得た延長制度の対象分野とする法規制の条件、及び、具体的検討結果について下記のようにとりまとめた。

（1）延長制度の対象分野とする法規制の条件について

特許権の存続期間の延長制度は例外として認められている。したがって、延長対象の拡大を検討するにあたり、存続期間を延長すべきか否かは、他の技術分野とのバランスも考慮して、以下の条件を満たすかどうか慎重に議論されるべきである。

制度の趣旨を踏まえた前提条件

- ・ 法規制による処分が、業としての特許発明の実施を禁止している。
- ・ 当該規制対象分野全体として、かつ、不可避的な規制審査期間があり、しかも、当該期間の短縮にも、安全性の確保等の観点からおのずから限界がある。
- ・ 安全性等の審査に農薬や医薬品と同程度の期間がかかる。

政策的観点からの条件

- ・ 処分と関係する特許権者と第三者とのバランスを考慮する。
- ・ イノベーションの進展に寄与するか否かも考慮する。
- ・ 国際的動向も踏まえる。

（2）具体的検討結果

遺伝子組換え生物、医療機器、医薬部外品、食品添加物、特定保健用食品について具体的に検討された結果、現時点で新たに延長制度の対象とすべきものは見出されなかった。

「知的財産政策部会商標制度小委員会新しいタイプの商標に関する検討WG報告書（報告書）」

新しいタイプの商標に関する検討WG（平成21年10月）

報告書の概要

我が国の商標法は、文字や図形等からなる伝統的な商標を保護対象としているところ、インターネットの普及等による商品・役務の販売戦略の多様化等を背景とした、新しいタイプの商標の利用の拡大、新しいタイプの商標に関する諸外国における保護の動きの広がりや国際的な議論の進展といった状況を踏まえ、知的財産政策部会商標制度小委員会新しいタイプの商標に関する検討WGでは、動きや音等からなる新しいタイプの商標の保護の在り方について検討を行い、報告書として下記の報告をとりまとめた。

- (1) 商標権は排他独占的な権利であり、その権利範囲が明確に特定される必要があることから、国際的な議論等も踏まえ、以下の商標を保護対象に追加することが適切。

動きの商標：図形等が時間によって変化して見える商標

ホログラムの商標：図形等が見る角度によって変化して見える商標

輪郭のない色彩の商標：色彩のみからなる商標

位置商標：図形等が常に商品等の特定の位置に付される商標

音の商標：音楽、音声、自然音等からなる商標

なお、香り・におい、触感、味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であること等を踏まえ、保護対象には追加しないことが適切。

- (2) 動きや音等の商標の追加に対応し、商標の特定方法として、従来の紙による特定に加え、電子ファイルによる特定を可能とすることが適切。

- (3) 視認できない商標を含む新しいタイプの商標の追加に対応し、商標の登録要件等について、所要の規定の整備を行うことが適切。

位置や音等によって、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができる場合に、商標の登録を認めることとする。

緊急用のサイレンや国歌等の公益的な音の商標について、一私人に独占させることが適当でないため、商標の登録を認めないこととする。等

通商政策部会

2010年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会(平成22年4月)

報告書の概要

世界貿易機関(WTO)協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ(DDA)の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

(1) 第一部

第一部においては、主要貿易相手国11ヶ国を含む13ヶ国・地域の計128件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。本年は、新規案件として11件(昨年は5件)の政策・措置を掲載、強制規格や安全規制など国内政策としてとられる措置が増加傾向にあることを指摘している。

2010年版の新規掲載案件は以下のとおり。

中国

- ・政府調達にかかる自主イノベーション認定制度
- ・バイ・チャイナ(「政府調達法実施条例案」)
- ・検閲ソフト「グリーンダム」搭載の義務化

インドネシア

- ・鉄鋼製品の強制規格

マレーシア

- ・鉄鋼製品の強制規格

タイ

- ・鉄鋼製品の強制規格

韓国

- ・リチウムイオン電池認証規制

カナダ

- ・バイ・オンタリオ条項によるローカルコンテンツ要求

ロシア

- ・一部鉄鋼製品の輸入関税引上げ措置
- ・農業機械(コンバイン)の輸入関税引上げ措置
- ・液晶・プラズマテレビの輸入関税引上げ措置

(2) 第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるW T O協定と主要ケースに関する解説を行っている。今年版では、補論として「貿易と環境」章を追加し、気候変動対策のための国境措置の概要とW T O協定整合性の分析を行ったほか、天然資源・食糧等の確保で注目を集める輸出規制の問題、新興国で問題となっている競争法の恣意的・差別的な運用についての分析等、新たな記述を盛り込んでいる。

(3) 第三部

W T O協定を補完する新たな国際ルールとして機能し、今後、紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。また、投資協定に基づく投資家（私人）对国家の国際仲裁についても、我が国企業の投資・経営判断の幅を広げる一助とするため、主要ケースを具体的に紹介している。加えて、産業界が外国政府の問題措置について、日本政府への申し入れを行う参考とするため、経済連携協定で設置が認められているビジネス環境整備委員会の他、日本政府と外国政府の各種政府間会合の紹介も行っている。

環境部会

「2009年度自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（報告書）」

地球環境小委員会（平成21年12月）

中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会との合同会議

報告書の概要

京都議定書目標達成計画（2008年3月閣議決定）において、自主行動計画については、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップを行うものと位置づけられている。これを踏まえ、本委員会では、各WGでの審議結果について報告を受けるとともに、「2009年度自主行動計画の評価・検証の結果及び今後の課題等」を整理し、下記の報告をとりまとめた。

（1）2009年度評価・検証の結果

基本的視点

京都議定書目標達成計画に基づく対策により、京都議定書削減約束を達成できるとされていることから、2009年度の評価・検証においては、個々の業種の自主行動計画の目標達成の蓋然性向上が重要。

目標達成状況

39業種（1）中、目標達成は27業種。目標未達成12業種についても、全体的には、未達幅に対する今後の対策効果の割合が示されており、各業種が自主行動計画に掲げた取組を着実に進めれば、目標達成が可能であると判断された。

また、目標未達成業種の中でも、特に排出量が大きく、全体の動向に影響を与える電力業からは、大幅な京都メカニズム等活用量の積み増しが表明された。この他、12業種（2）から、目標達成が困難な場合には京都メカニズムクレジット等の活用を検討する旨が表明された。

- 1 2009年度に新規策定した2業種を除く。
- 2 石油連盟、セメント協会、電気・電子4団体、日本自動車部品工業会、日本フランチャイズチェーン協会、日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本チェーンドラッグストア協会、日本ガス協会、日本工作機械工業会、日本産業車両協会、日本LPガス協会。

（2）今後の課題等

引き続き、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上を図る。また、個々の業種には、CO₂排出量の削減を一層強く意識した積極的な取組を行うことが求められる。

「自動車リサイクル法施行後の評価・検討について（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部
会自動車リサイクル専門委員会合同会議（平成22年1月）

報告書の概要

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）」は、平成17年1月に施行されてから5年以内に法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。これを受け、平成20年7月から平成22年1月にかけて、自動車リサイクル制度の評価・検討を行い、以下の報告書を取りまとめた。

（1）自動車リサイクル制度の成果

使用済自動車のトレーサビリティの確保

使用済自動車の適正処理を電子マニフェストにより常時確認。

再資源化の法定目標値の早期達成

法定目標を大幅に上回る成果をリサイクル達成（シュレッダーダスト：約78%、エアバッグ類：約95%、自動車全体重量ベース：約94%）

不法投棄・不適正保管等の減少

法施行前の平成16年9月末の21.8万台から、平成21年3月末には1.5万台まで減少。

（2）個別課題に対する対応

中古車と使用済自動車の取扱いの明確化

- ・ディーラー等の現場において使用済自動車か否かの判断を客観的に示す「使用済自動車判別ガイドライン」の策定。

- ・ディーラー等引取業者の役割分担の徹底。

使用済自動車の循環的な利用の高度化

- ・リユース部品の品質・保証基準の共通化によるリユース部品の利用拡大。

- ・タイヤ、鉛蓄電池等の自主回収スキームを各業界において検討。

- ・レアメタル等に着目した自動車リサイクルの更なる高度化。

自動車リサイクル制度の安定的な運用

- ・不正輸出、無許可解体に対するため地方自治体等関係機関と連携強化。

- ・法律に基づく不法投棄対策支援事業の運用改善。

中長期的な変化に対する自動車リサイクル制度の対応

次世代自動車の新技術・部品にも対応出来る自主的なスキームの構築。

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ）（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会合同会合（平成21年9月）

報告書の概要

環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会では、容器包装リサイクル法におけるプラスチック製容器包装の再商品化の在り方に関し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成22年度の入札手続に盛り込むべき内容について整理を行うとともに、中長期的な課題も含め多様にわたる課題について検討を行い、下記の間取りまとめを行った。

（1）入札制度への総合的評価の導入

多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを維持するとともに、材料リサイクル手法の効率化と質の向上を図る観点から、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限を設け、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的な評価を行い、優先的取扱いの中での入札に反映させる。

（2）中長期的課題について

以下の中長期的課題については、平成22年夏頃までに結論を得られるよう議論を進める。

材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方、
市町村の意向の反映、
リサイクルシステムの高度化、
リサイクルの適正性・安定性の向上、
その他総合的な資源化の推進等。

特に については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析（LCA分析）等の科学的知見の把握及び評価、新たに導入する措置の実施状況等も踏まえ、個々の判断要素を総合した検討を行う。

（3）入札制度以外の改善策

入札制度以外にも、再商品化業務の厳格化及びその適切な履行の確保並びに容リ協会の運営改善のための措置や再商品化に関わる各主体の透明性を向上させるための措置、市町

村による分別収集の質の向上の促進措置等の改善策が必要。また、プラスチック製容器包装のリサイクルの高度化を推進するためには、関係主体による地域における連携協働や、特定事業者と再商品化事業者との情報交換による容器包装の材質等の工夫等の推進といった、関係者による「共創」を促進することが必要。

消費経済部会

「平成21年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況（報告）」

「リコールハンドブック（改訂）及びリスクアセスメントハンドブック（策定）について」
製品安全小委員会（平成22年5月）

報告等の概要

消費経済部会製品安全小委員会においては、これまで製品事故情報の報告義務化について審議を行い、平成19年5月に重大製品事故報告・公表制度として施行される等、製品安全文化の構築に向けて検討を行ってきた。本制度については、施行後、一年ごとの施行状況の報告を行っており、本年も下記（1）の報告を行った。

本制度の施行に伴い、製品事故の発生から事故情報収集、消費者への注意喚起、事故原因分析、リコール等の事業者対応や技術基準省令の改正等の法令への反映等が体系的に行われる体制を整備してきたところ。しかしながら、リコール対策をいかに迅速かつ的確に消費者に伝えていくか等のアフター・リコール対策や、あらかじめ製品設計段階において、どのように製品が使用されるかを想定し、危険性を除去・低減するためのリスクアセスメントの考え方も重要であることから、下記（2）の策定を行った。

（1）平成21年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況

施行状況の概要

- ・平成21年度の重大製品事故受付件数は1,172件
- ・重大製品事故を契機としたリコールは21製品

今後の課題

- ・消費者庁等との事故報告受付・公表等に係る緊密な連携
- ・事件事例等を踏まえた技術基準等の見直し

（2）リコールハンドブック改訂及びリスクアセスメントハンドブックの策定

リコールハンドブック改訂

前回版に加えて「リコールのモニタリング」の章を設け、リコール進捗状況の把握・モニタリング実施体制の整備等を追加。併せて、流通業界との連携等先進的取組事例も追加。

リスクアセスメントハンドブック

リスクアセスメントの考え方や有効性等を十分普及・浸透させていくため、リスクアセスメントの意義、製品開発における位置づけ、基本プロセス、要点等を紹介。

「消費者起点での産業・企業の発展のありかた及び関連政策の方向性（報告書）」
基本問題小委員会（平成22年7月）

報告書の概要

消費経済部会基本問題小委員会では、消費者起点で望まれている産業・企業の発展のありかた及び関連する政策の方向性を検討し、以下の報告書を取りまとめた。

（1）現状と課題

最近の消費者の購買意識

- ・安全・安心を優先。また旅行、趣味、食事など「生活を楽しむ消費」にお金を使いたいという気持ちが強い。
- ・修理・交換・設置等のサービスへのニーズ高い。
- ・地方在住の高齢者は日々の買い物が不便
- ・インターネットで事前に商品情報を収集し選別し厳しく購入 等

企業と消費者との関係

- ・消費者と企業との間に意識の違いあり。企業は消費者のニーズ把握において積極的な情報入手が不十分
- ・小売業においては、サービス品質の向上といった企業努力により消費者の満足度を高める改善の余地が大きい項目（例：「居心地の良さ」、「ついでに購入・利用したい商品サービス」の存在）が示唆。

（2）今後の取組

- ・消費者志向の取組による消費者満足の上昇を通じて企業の発展を促進。また、消費者との緊密な関係構築による両者の協働を促進
- ・消費者起点で諸課題の解決を図り、企業の内外の発展、国民生活の向上をもたらす国の成長につなげる

消費者視点での購買の満足・透明性・信用の向上

- ・企業による消費者志向の取組を促進し、消費者満足度の向上を通じ消費を拡大する余地があることを小売業以外の業種についても「見える化」。購買における消費者評価を基に製品・サービスの横断的な満足・透明性・信用向上のための調査・分析

企業の取組と政策の方向性

- ・製品の安全・安心と使いやすさ
消費者の声を商品づくりに活用、リコールの実効性確保、リスクを事前評価する商品設計、製品安全法体系の性能規定化・対象包括化に向けた検討
- ・消費者ニーズに対応した流通のサプライチェーン構築
情報交換システムの標準化を進めて企業間の効率的な情報共有をはかるなど、製・

配・販における連携を推進

- ・安全・安心で便利なキャッシュレス決済

悪質加盟店対策等の安全・安心を確保する取組、インターネット決済や多機能携帯等を用いた新たな決済方法に対するセキュリティ向上のための取組、電子マネーの利便性向上のための端末や仕様の共通化を含めた検討などを実施

- ・買い物弱者対策・買い物とまちづくり

「ITなどのイノベーションによる課題克服」「地方自治体等の多様な関係者の支援」「地域コミュニティとの連携」といったアプローチによる持続性のある取組を促進、住民生活、自治体運営、地球環境も持続可能となるよう、まちのコンパクト化対応、環境調和対応、総合的なまちづくりを促進

産業競争力部会

「産業構造ビジョン2010（報告書）」

報告書の概要

産業競争力部会では、「今後日本は、何で稼ぎ、何で雇用していくのか」について検討をすすめ、「産業構造ビジョン2010」を取りまとめた。

「産業構造ビジョン2010」では、先ず、世界の主要プレーヤーや、成長市場、競争を支配する鍵の大きな変化を示した上で、これに対する「日本の産業の現状と課題」を徹底的に分析した。併せて、世界の大きな変化に、主要国の政府がどう対応しているかを示した。

これらを踏まえて今後日本の産業が付加価値を獲得していくための方向性、大きな成長の可能性のある戦略分野、そしてグローバル化する中で我が国が付加価値と雇用を獲得していくための横断的施策を提示した。

（1）我が国経済の現状と課題

日本経済及び経済を支える産業の行き詰まりは深刻なものとなっている。2000年代に入り、一人当たりGDPでも、国際研究機関による国際競争力評価でも、世界の中での日本の地位は急速に転落している。世界市場で圧倒的シェアを誇り、日本の高い技術の象徴ともなっていた、半導体、液晶、DVD、カーナビといったハイテク製品は、次々と世界シェアを失っている。高度な擦り合わせによる「ものづくり大国」としての地位も、急激な海外移転の脅威にさらされている。アジアが急成長を遂げる中、海外企業のアジアの中核拠点や研究開発拠点も、空港、港湾等の物流も、上場する金融市場も、日本から他のアジアの国々に急激にシフトしている。

今回の検討を通じて、日本経済及び産業の行き詰まりは一過性のものではなく、以下の3つの構造的な要因が存在していると分析した。

「産業構造全体」の問題

企業の「ビジネスモデル」の問題

一企業ではどうしようもない、国の「ビジネスインフラ」の問題

（2）構造的要因に対する四つの転換

現在の我が国経済及び産業の深刻な行き詰まりを直視し、上記の現状と課題を踏まえ、政府・民間を通じた「四つの転換」を提示した。

第一に、産業構造の転換である。すなわち、従来の自動車依存の「一本足打法」から、多様な「八ヶ岳構造」へ移行していく。このため、今後以下の戦略5分野を集中的に支援していく。

インフラ関連 / システム輸出

環境・エネルギー課題解決産業

文化産業

医療・介護・健康・子育てサービス
先端分野

第二に、企業のビジネスモデル転換の支援である。従来の日本のモデルは、デジタル技術の普及と成長市場の新興国への移行に伴い、「技術で勝っても、事業で負ける」パターンに陥るようになった。「技術で勝って、事業でも勝つ」ビジネスモデルに転換しなければならない。

第三に、「グローバル化」と「国内雇用維持」の二者択一の発想からの脱却である。成長市場が、我が国を含む先進国から新興国に移行する中で、グローバル化に背を向けるのではなく、グローバル化と国内雇用維持の両立が必要である。

第四に、政府の役割の転換である。世界では、「企業が国を選ぶ」時代がよいよ本格化し、国家間の付加価値獲得競争は熾烈なものとなってきている。こうした中で、日本は、「市場機能を最大限活かした、新たな官民連携」を構築しなければならない。

(3) 「4つの転換」を進める横断的施策

以下の業種横断的な政策を、政府全体として実現に向けて真摯な検討と着実な実施を図ることで、再び日本経済を成長軌道に載せていく。

アジア拠点化総合戦略

- ・ 海外からの高付加価値機能の呼び込みのためのインセンティブ 等
国際的水準を目指した法人税改革
- ・ 5%程度の法人税率引下げの先行的実施 等
収益力を高める産業再編、新陳代謝の活性化
- ・ 民主導による再編・棲み分けを実現。制度、資金、人材、雇用面での阻
害要因の除去 等
付加価値獲得に資する国際戦略
ものづくり現場の維持・強化
新たな価値を生み出す研究開発の推進
産業全般の高度化を支えるIT
産業構造転換に対応した人材力強化
成長を創出する産業金融・企業会計

産業金融部会・流通部会

「商取引の支払サービスに関するルールのあり方についてフォローアップ報告書（報告書）」
商取引の支払に関する小委員会（平成22年1月）

報告書の概要

「商取引の支払に関する小委員会」では、平成20年9月から、収納代行、代金引換、電子マネー等の新しい支払サービスに関する諸課題について検討を行い、同年12月に「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」と題する報告書を取りまとめた。その後、平成21年4月から再開された同小委員会においては、上記報告書も踏まえつつ、消費者保護のための自主的取組みのフォローアップや、資金決済に関する法律の枠組みを活用して今後の発展が期待される新しい支払サービスとその課題について検討を行った。

（1）消費者利益の保護に関する課題

商取引の支払サービスに係る消費者トラブルの特徴

支払サービスそのものについては、大きな消費者トラブルは生じていないが、他方支払サービスに係る商取引については、契約内容の適正性の問題等の消費者トラブルが多くみられるため、トラブルの防止や解決を図るべく、支払サービス事業者の果たす役割が期待される。

コンビニ収納代行、代金引換における取組み

コンビニエンスストア業界では、平成21年4月に、「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン（2009年4月版）」の運用編において、代理収納における消費者保護に関する留意点を取りまとめた。また、宅配便業界では、平成21年3月に「代金引換サービス業務の取扱いに関するガイドライン」と題する業界統一の自主ルールを作成し、周知徹底を図っており、今後もこのような取組みを注視していく必要がある。

（2）今後発展が期待される支払サービス

サーバ型プリペイドサービス

ギフトカード、ネット上の少額の支払手段の提供、電子マネーのネット上の展開や個人間移転分野での発展が期待されるが、今後の発展に向けた課題として、発行額の一定割合や発行残高の一定割合までの払戻しを可能とする必要がある。

送金サービス

少額送金サービス、外国向け送金サービス、携帯電話による送金サービス分野での発展が期待されるが、1回ごとの送金だけでなく定期的な送金のためにあらかじめ資金をプールすることで、消費者にとって便利な送金サービスの提供が可能と考えられる。

換金型プリペイド決済サービス

ネット送金サービス、クレジットカードを用いた送金サービス、換金型プリペイド電子マネー分野での発展が期待されるが、1回の使用額（送金額）の上限が制限されることから、自ずとアカウントの残高も限られれば、アカウント残高の制限は不要と考えられる。